

平成28年

第1回市議会定例会 議案第40号

函館市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部
改正について

函館市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部
を改正する条例

函館市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年函館
市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号
中「および勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第
5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の
1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴う人事行政の運営の状況の公表事項に関する規定の整備等をし，および行政不服審査法の全部改正等に伴い規定を整備するため